

令和元年

8月農業委員会総会議事録

■日時	2019年（令和元年）8月8日（木） 14：30～14：57	反訳：株式会社
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（9名）</p> <p>1 井阪 正明 3 山千代重榮 5</p> <p>6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 飯阪 保</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 友田 博文 14</p> <p>[欠席委員] 計（5名）</p> <p>1 西辻 達佳 3 大谷 康之 5 高橋 一隆 9 福本 敏行 13 辻林 孝幸</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>濱田 和宏 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p> <p>報告第5号 農地法第4条の規定による許可の取消について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和元年8月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>では、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>会議に入る前に出席者数の確認をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は9名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番西辻委員、3番大谷委員、5番高橋委員、9番福本委員、13番辻林委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、本日の議事録記名人は、6番小林修委員さん、7番横田武委員さんをお願いいたします。</p>

(両委員の承諾あり)

それでは、会議に入ります。1ページをお開きください。

8月委員会議事日程に、議案第1号から第5号、報告第1号から第5号の順に御審議を賜ります。よろしく願いをいたします。

2ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転2件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1若樫町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、若樫町で、地目は、田3筆、面積は、合わせて1,621平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から0.2キロメートル、徒歩で3分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機をリース予定しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、近隣も農地が多く、余り大きな影響はないと思われる。街路樹などの栽培に防虫などで農薬の散布も行うが、周囲の作物に影響の少ない農薬を使用し近隣に迷惑が及ばぬよう留意していくつもりですとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、一部保全管理と野菜栽培されている農地であり、譲渡人、譲受人に会って意思確認いたしました。譲受人は、申請地で野菜・果樹・造園樹木を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号1については許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号2小野田町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、小野田町で、地目は、畑2筆、面積は、合わせて264平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地はタケノコ栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から0.5キロメートル、徒歩で10分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機などを保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、タケノコ栽培されております。譲渡人、譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲受人は、申請地でタケノコを栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号2につきましては許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1下宮町の物件について事務局の説明を求めますが、これにつきましては、友田委員さんが関係されておりますので御退席をお願いいたします。

(委員退席)

会議を続けさせていただきます。

議案第2号、番号1下宮町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、下宮町で、地目は、畑2筆、面積は、合計649平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は地域密着型特別老人ホームで、申請人は、地域の高齢者の増加に伴い、市から地域密着型サービス整備運営事業者として選考され、大阪府介護施設等の整備に関する補助を受け地域密着型特別老人ホームを建設するものです。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は梅などを栽培している畑であり、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

申請人に確認したところ、申請書の内容に間違いは無く、許可後速やかに農地を転用し、登記地目を変更するとのこと。以上調査の結果から許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第2号、番号1については許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

友田委員さん、入場していただいでください。

(委員入室)

会議を再開します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件、使用貸借権の設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1春木、内田町の物件について事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、春木町及び内田町で、地目は、田3筆、面積は、合計1,803平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天資材置場で、譲受人は、建設業を営む法人であり、申請地の和泉テ
クノステージ周辺地区での事業拡大を図るため重機などを置く露天資材置場に転用す
るものです。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果の報告をいたしま
す。

現地を確認したところ、申請地は現在野菜などを栽培している農地であり、申請地
を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

譲渡人及び譲受人に電話にて確認したところ、申請書の内容に間違いはなく、許可
後速やかに農地を転用し地目を変更するとのことでした。

以上、調査の結果から許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはござ
いませでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号、番号1については許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付い
たします。

続きまして、議案第3号、番号2に入ります。この件につきましては友田委員さん
が申請者ということでございますので、御退席をお願いいたします。

(委員退席)

再開いたします。

議案第3号、番号2、下宮町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

こちらの案件は、議案書第2号1番の案件と事業は同一ですが、申請地の所有が共
有名義のため、使用貸借権を設定するものです。

物件の所在地は、下宮町で、地目は畑、面積は945平方メートル、転用目的、譲
渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録が無いことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾
向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農
地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は地域密着型特別老人ホームで、被設定人は、地域の高齢者の増加に伴
い、市から地域密着型サービス整備運営事業者として選考され、大阪府介護施設等
の整備に関する補助を受け、地域密着型特別老人ホームを建設するものです。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地はみかんなどを栽培している畑であり、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

貸し人及び借り人に確認したところ、申請書の内容には間違いはなく、転用後速やかに登記地目を変更することのこと。以上、調査の結果から許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号、番号2については許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

友田委員さん、入場してください。

(委員入室)

再開いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画3件を別表のとおり定めるものとする。

議案第4号、番号1池田下町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件は池田下町で、地目は田1筆、面積は、1,031平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の藤原推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をいたしました。借り手は、申請地で水稻を初めとして作物を栽培する予定であります。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第4号、番号1、池田下町の物件についてはこのとおり決定することといたします。

事務局

続きまして、議案第4号、番号2 阪本町の物件について事務局の説明を求めます。

議案書9ページ、2番について説明させていただきます。

物件は阪本町で、地目は田6筆、面積は、合わせて2,263平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手に電話にて意思確認をいたしました。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第4号、番号2につきましてはこのとおり決定することといたします。

続きまして、議案第4号、番号3 三林町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

議案書9ページ、3番について説明させていただきます。

物件是三林町で、地目は畑1筆、面積は、459平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手に意思確認し、申請地を貸すことに同意されております。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

会 長	<p>また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。</p>
事 務 局	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
事 務 局	<p>これにつきまして異議、意見はございませんか。</p>
事 務 局	<p>(異議なしの声)</p>
事 務 局	<p>異議なしと認めます。</p>
事 務 局	<p>議案第4号、番号3につきましては、このとおり決定することといたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受け るための適格者証明願1件に関する願い出を別表のとおり定めるものとする。</p>
事 務 局	<p>議案第5号、番号1三林町、和田町、浦田町の物件について、事務局の説明を求め ます。</p>
事 務 局	<p>議案書11ページ、1番について説明させていただきます。</p>
事 務 局	<p>物件は、三林町、和田町、浦田町で、地目は、田5筆、畑1筆、面積は、合わせて 8,751.13平方メートルでございます。</p>
事 務 局	<p>被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては 議案書のとおりとなっております。</p>
事 務 局	<p>また、地区担当大倉推進委員、前田推進委員と現地調査を行いましたところ、水 稲、野菜栽培をされており、営農していく意思を確認いたしました。</p>
事 務 局	<p>また、農地利用最適化推進委員会におきましても、この件に関し意見などはござ いませんでした。</p>
事 務 局	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
会 長	<p>これにつきまして異議、意見はございませんか。</p>
会 長	<p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>異議なしと認めます。</p>
会 長	<p>議案第5号、番号1についてはこのとおり証明することといたします。</p>
会 長	<p>続きまして、12ページ、報告に移ります。</p>
会 長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃 貸借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告する。</p>
会 長	<p>13ページを御参照ください。</p>
会 長	<p>続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理 について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理したので報告する。</p>
会 長	<p>15ページを御参照ください。</p>
会 長	<p>続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理</p>

について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転3件、賃貸借権の設定1件を専決により受理したので報告する。

17ページを御参照ください。

続きまして、報告第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について別表のとおり確認するものとする。

19ページを御参照ください。

続きまして、報告第5号 農地法第4条の規定による許可の取消について、許可取り消し届1件に関する願い出を受理したので報告する。

21ページを御参照ください。

以上で、本日予定されました議事は終了いたしました。